

# 65歳以上の方の 介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は知多北部広域連合に納付していただきます。

## ■問い合わせ

- ・知多北部広域連合 事業課
- ☎ 052-689-2261
- ・役場 福祉課 内線127

## 介護保険料(平成27年度)

保険料基準額(60,876円)と前年所得などにに基づき、所得段階別に保険料を決定します。

★…世帯全員が住民税非課税者 ☆…本人が住民税課税者

所得段階	対 象	基準額 ①	保険料率 ②	介護保険料(年額) ①×② (百円未満切捨)
第1段階	①生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ②老齢福祉年金受給者 ★ ③前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方 ★ ※今年度から保険料率0.05%分(3,000円)を軽減	60,876 円	0.5	本人負担27,400円 保険料 30,400円 軽減額 3,000円
第2段階	前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方 ★		0.75	45,600円
第3段階	前年の合計所得金額と年金収入の合計が120万円を超える方 ★		0.75	45,600円
第4段階	第5段階の方のうち、前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方		0.90	54,700円
第5段階	世帯員に住民税課税者がいる方 ☆		1.00	60,800円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の方 ☆		1.20	73,000円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方 ☆		1.30	79,100円
第8段階	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方 ☆		1.50	91,300円
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方 ☆		1.70	103,400円
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 ☆		1.80	109,500円
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上の方 ☆		1.90	115,600円

## 介護保険料の賦課

介護保険料の賦課期日は毎年4月1日です。その後、新たに被保険者になった方は、被保険者になった月(65歳以上で新たに東浦町民となった方はその日が属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日が属する月)から保険料の賦課が始まります。

## 負担割合証

8月1日から一定以上所得者のサービス費用は2割負担となります。要介護・要支援認定を受けている方全員へ「介護保険負担割合証」を送付しますので、サービスを利用する方は、ケアマネジャーおよびサービス事業者へ提示してください。

なお、保険証に変更前の負担割合が記載されている場合も負担割合証の割合を適用します。保険証が更新されるまではそのまま利用してください。また、負担割合証が届く前にサービスを利用した場合は、一旦2割で支払い、後日精算となる場合があります。

## 介護保険料の納付方法

年金から天引き（特別徴収）される方は、すでに4月、6月の年金から天引き（仮徴収）されています。8月も仮徴収として天引きしますが、10月以降の年金で仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き（本徴収）して調整します。

### 介護保険料の口座振替制度

普通徴収の方は、便利で安心な口座振替制度を利用してください。

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6月、8月、10月、12月、2月の各1日時点の状況で年金保険者（日本年金機構など）から連絡があった方は約6か月後の年金から天引き  
 ※老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金は特別徴収の対象

納付方法	対象		納付方法	
特別徴収	年金額が月額15,000円以上の方	平成27年2月年金分から天引きされている方	年金から天引き	第1期分（4月年金・仮徴収） 第2期分（6月年金・仮徴収） 第3期分（8月年金・仮徴収） 第4期分（10月年金・本徴収） 第5期分（12月年金・本徴収） 第6期分（2月年金・本徴収）
		平成27年4月1日現在65歳以上で年金受給者（26年度中の転入者、年齢到達者など）	前半（普通徴収）	第1期分（7月31日納期限） 第2期分（8月31日納期限） 第3期分（9月30日納期限）
			後半（年金から天引き）	第4期分（10月年金・本徴収） 第5期分（12月年金・本徴収） 第6期分（2月年金・本徴収）
普通徴収	上記以外の65歳以上の方		納付書による納付または口座振替	第1期分（7月31日納期限） 第2期分（8月31日納期限） 第3期分（9月30日納期限） 第4期分（11月2日納期限） 第5期分（12月25日納期限） 第6期分（2月29日納期限）

## 高額介護サービス費の申請

利用者が負担したサービス費が高額になり上限を超えた場合は、申請によりその超えた分が支給されます。ただし、世帯内に複数の利用者がある場合は、利用者負担額を合算します。

※同一世帯の第1号被保険者全員の収入合計が520万円（1人世帯の場合は383万円）より少ないと申請した場合は「一般世帯」

利用者負担段階区分	上限額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
現役並み所得者		世帯44,400円
一般世帯	世帯37,200円	
住民税非課税世帯	世帯24,600円	
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者	個人15,000円	
生活保護受給者	個人15,000円	
利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	世帯15,000円	

## 減免制度

右表に該当する方（生活保護受給者を除く。）は、利用者負担の減免を受けられます。

利用者負担の減免は、申請書を役場福祉課または知多北部広域連合へ提出してください。なお、所得段階に応じた保険料の減免は、平成27年度から廃止となりました。

所得段階	減免対象要件	利用者負担額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の年間合計収入が98万円（世帯員2人の場合は32万円加算した額。以後世帯員が1人増えるごとに32万円加算した額）以下の方（年金なども含む。）</li> <li>住民税課税者に扶養されていない方（同一生計者を含む。）</li> </ul>	1 / 4
第2段階		1 / 2
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>預貯金が350万円（世帯員2人の場合は100万円加算した額。以後世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額）以下の方</li> <li>介護保険料を滞納していない方</li> </ul>	1 / 2